

宮崎型気候風土適応住宅の基準策定の取組

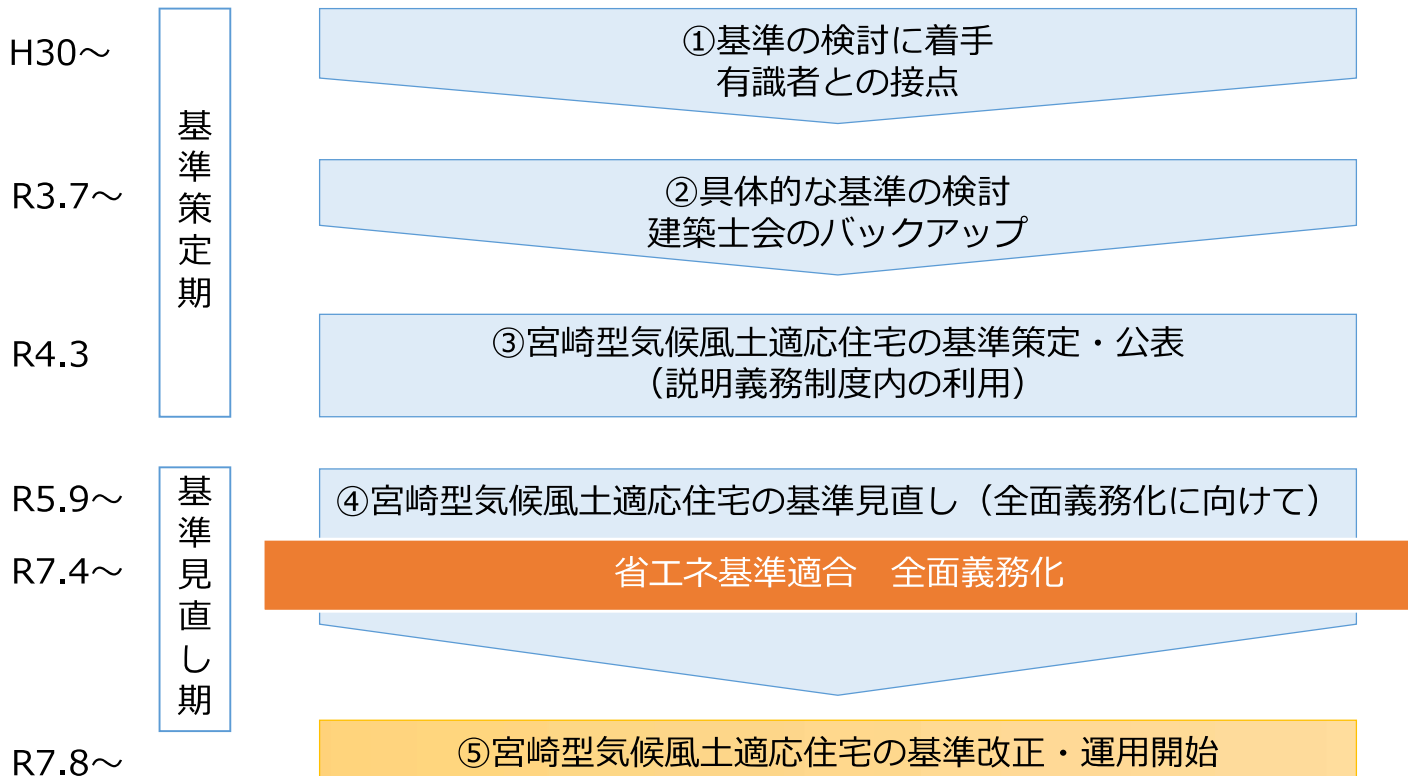
令和7年10月30日
気候風土適応住宅シンポジウム

宮崎県県土整備部建築住宅課



1

基準策定に向けた取組の足跡



目的

建築に関し、行政及び関係団体間において相互連絡・協議検討を行い、もって建築行政の円滑な推進を図り公共の福祉の増進に資すること

構成団体

- ・ 特定行政庁（宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市）
- ・ 一般財団法人宮崎県建築住宅センター
- ・ 一般社団法人宮崎県建築士会
- ・ 一般社団法人宮崎県建築士事務所協会
- ・ 一般社団法人宮崎県建設業協会
- ・ 一般社団法人宮崎県建築業協会
- ・ 一般社団法人宮崎県建築協会



活動内容（例）

- ・ 定期報告制度の周知啓発
- ・ 木造住宅耐震化に関する講習会の開催
- ・ 被災建築物応急危険度判定の普及啓発、研修会の開催

【基準策定期】 ①基準検討着手

基準検討の母体

宮崎県建築連絡協議会 専門委員会 平成30年～

- ・ 宮崎の気候風土に応じた住宅の特徴（要素）の抽出
- ・ 抽出した特徴（要素）が外皮基準に適合させることが難しいものであるか
＜詳細は次頁＞

検討に欠かせなかった要素

1 国「300 m²未満の住宅の省エネ設計に関する調査」 調査地に選定 平成30年

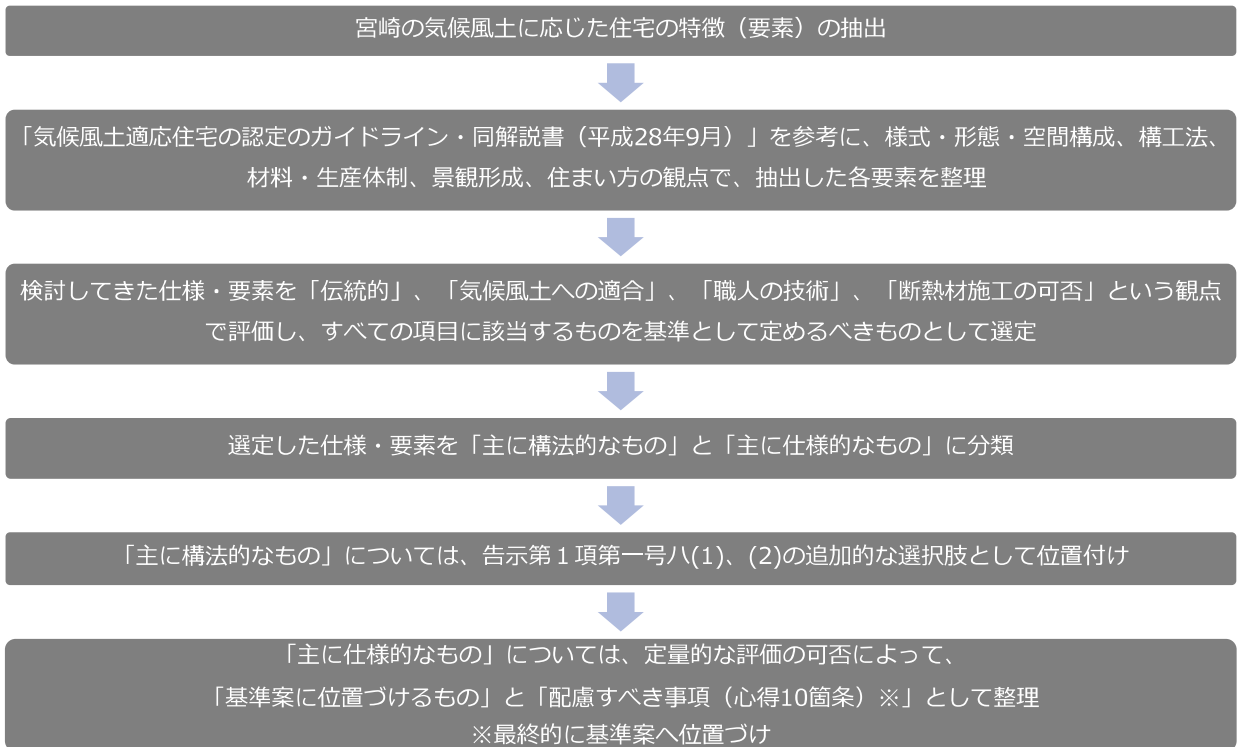
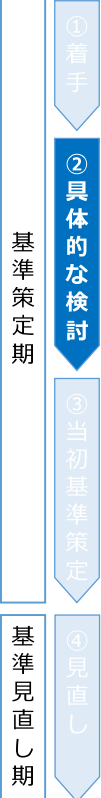
－住宅の省エネ化に対する設計者の意識に関する調査－

➡ **有識者（篠節子氏）との接点** 以降、適時御指導いただいた

2 建築士会における技術的な検討 令和3年～

- ・ 協議会から建築士会へ基準検討に係る業務を委託
- ・ 建築士会内において気候風土適応住宅ワーキングチーム発足

検討プロセス



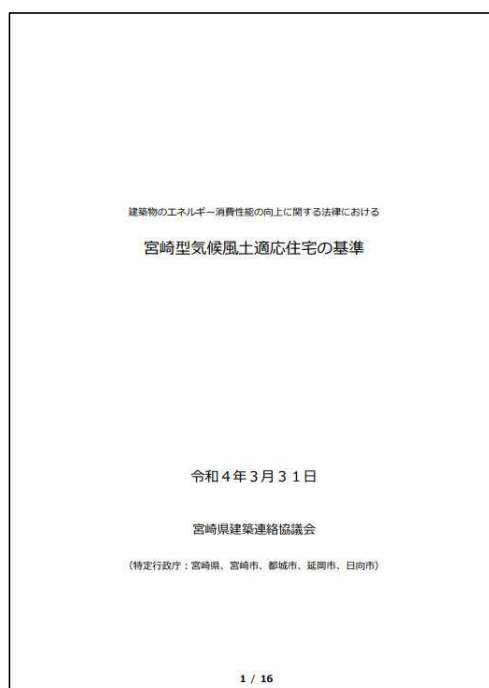
目的

- 宮崎らしい住まいや住まい方（伝統構法に限らない）
- 地域の材料（スギ素材生産量34年連続日本一）
- 大工、建築職人やその技術
- 上記が形成する宮崎の景観

本県の貴重な財産として未来に残し継承する

位置づけ

説明義務制度の履行において利用されるものとする
（省エネ基準適合全面義務化に非対応）



【当初基準策定期】 ③宮崎型気候風土適応住宅の基準策定



【宮崎型気候風土適応住宅の基準】	
告示第786号第2項の規定により宮崎県において別に定める基準は、次の各号に掲げる要件に適合するものであることとする。	
一	次のイ又はロのいずれかに該当するものであること
イ	次の（１）及び（２）に該当すること
（１）	外壁等の構造が次の（i）から（v）までのいずれかに該当すること
（i）	第1項第一号ハ（1）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
（ii）	片面を真壁とした貫構造（例：屋外側をモルタル塗りの真壁又は大壁とし、室内側をラスボード下地の漆喰塗りの真壁とする等）であること
（iii）	軒部分の屋根の構造がせがいで造り又ははね木であること
（iv）	接合方式が手刻み加工による伝統的な継手仕口であること
（v）	石場建てなど開放的な床下であること
（２）	内部の非構造部分が次の（i）～（iv）までのいずれかに該当すること
（i）	第1項第一号ハ（2）の（i）から（iii）までのいずれかに該当すること
（ii）	天井の過半が竿縁天井又は網代天井であること
（iii）	床が本畳又は無垢板張り（二重張りとする場合を含む。）であること
（iv）	屋内空間に長辺方向が1間以上の土間（三和土）を設けていること
ロ	次の（１）から（６）の内、４項目以上に該当すること
（１）	軒が深い軒庇（軒庇の出900mm以上）であること
（２）	軒裏が野地板現しであること
（３）	屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること（軒先周りや下野等については、軽量化のために金属屋根等とする可とする。）
（４）	外壁の仕上げが無垢板張り又は漆喰塗等（砂漆喰・モルタル塗りを含む。）であること
（５）	内部の建具が地場製作による建具（引き戸を推奨）であること
（６）	内部の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁又は塗壁（漆喰塗、シラス塗等）等の自然素材によるものであること

主に構法的な要素

主に仕様の要素

【当初基準策定期】 ③宮崎型気候風土適応住宅の基準策定



ニ	建築計画全般について、次のイからリに配慮し、取り組まれていること（６項目以上）
イ	自然通風の取り込みに配慮した間取りや建築計画とすること
ロ	夏場には換気、冬場には日差しの取入れを目的とした大きな窓（掃き出し窓２カ所以上かつ開口部の高さ1800以上、開口幅の合計3640mm以上等）を設けること
ハ	対角・高低等通風に配慮した窓の位置とすること
ニ	外部空間（敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む。）について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置、木塀（ルーバー等）の設置を行うこと
ホ	使用する木材は県産木材（自然乾燥を推奨）とすること（一部に県外の国産材（古材を含む。）を使用する場合も可とする。）
ヘ	地域の土工・建築職人を登用すること
ト	周囲の街並みや景観、風景との調和に配慮すること
チ	地域の植生を活用した緑化を行うこと
リ	すだれ・よしずの利用や窓の開け閉め等を活用した住まい方を推奨すること

主に仕様の要素
(配慮すべき事項)

当初策定基準の課題

- ・ 基準項目の選択、組み合わせの仕方によっては、**外材も使用可能となる。**
- ・ **手刻み**が選択項目となっているが、必須項目とする必要はないか。
（例：プレカット加工とする場合でも、適材適所に大工職人の手仕事による伝統的な継手や仕口が用いられるようにするなど。）
- ・ **基準項目の選択の仕方によっては、**出来上がる建物が「宮崎型」として目指していないものとなる懸念がある。

見直しの進め方

① 基準項目の見直しとそれを踏まえたモデルプランの検討

② モデルプランでの省エネ性能の確認

③ 基準見直し案、モデルプラン案について、有識者との意見交換

④ 有識者との意見交換を踏まえ、基準案を一部修正、見直し

⑤ 基準見直し案、モデルプラン案の仮決定

⑥ 定性的・定量的な審査ができるよう、仮決定案を一部修正、実務者との意見交換

⑦ 最終案、基準の解説案を作成

民間主導
(業務委託)
R5年度

行政主導
R6～7年度

宮崎型気候風土適応住宅モデルプラン

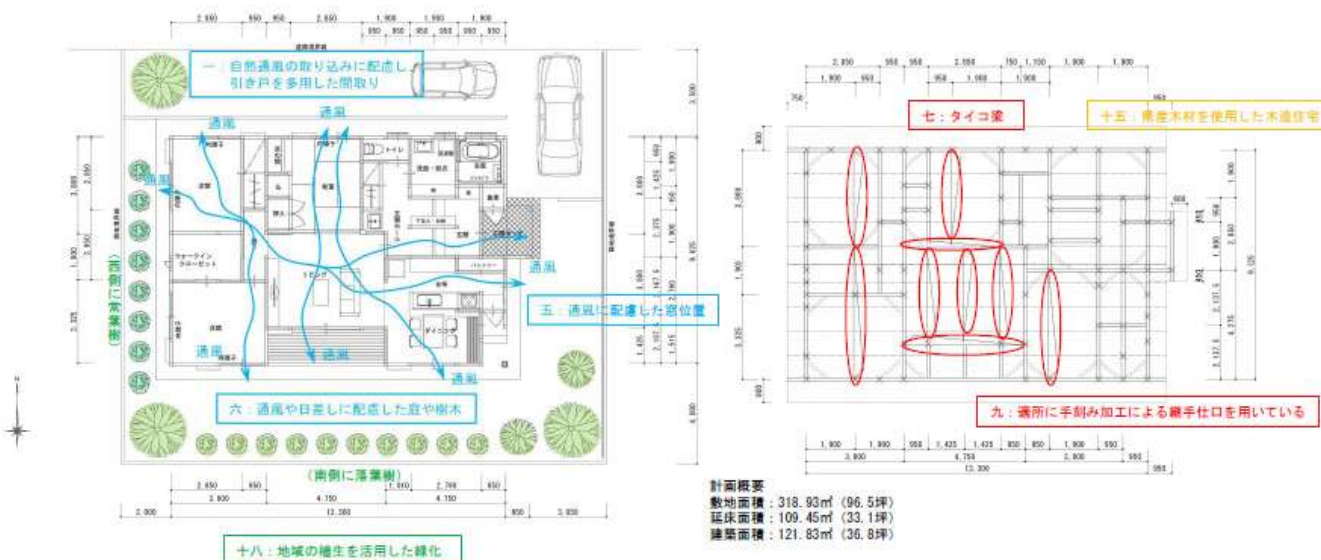
1 様式・形態
・空間構成

2 構工法

3 材料・
生産体制

4 景観形成

5 住まい方



宮崎型気候風土適応住宅モデルプラン

1 様式・形態
・空間構成

2 構工法

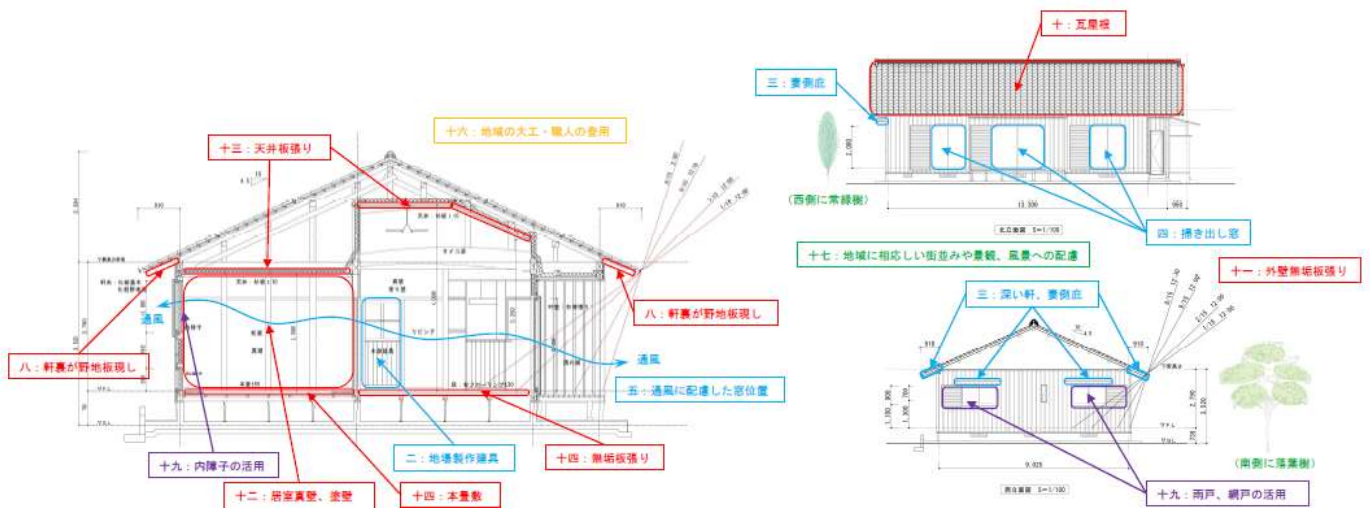
3 材料・
生産体制

4 景観形成

5 住まい方

基準策定期

基準見直し期



宮崎型気候風土適応住宅の基準（R7.8改定）

観点	区分	番号	宮崎型気候風土適応住宅の基準（告示786号第2項）	基準の解説／留意事項	提出（提示）書類等	チェック
1) 様式・ 形態・空間 構成	内部	1	自然通風の取り込みに配慮し、引き戸を多用した間取りであること	・各空間の建具が原則引き戸であることや、続き間とするなど、各室の連続性の確保が図られていること ・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする		☐
		2	内部の建具は、地場製作による建具であること	・県内または隣接県内で製作されたものとする ・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする	・納品書等	☐
	内外境界部	3	深い軒(軒の出寸法3尺(910mm)以上)を設けることとし、妻側に窓がある場合には、庇(庇の出寸法1尺半(455mm)以上)を設けること	・寸法は、外壁の柱芯又は壁芯から先端まで(雨樋を除く)とする		☐
		4	夏場には換気、冬場には日差しの取入れを目的とした掃き出し窓(窓台天端の床面からの高さが300mm以下のものを含む)を設けることとし、その幅の各階の合計が次の各区分に応じ、それぞれ定める基準以上であること イ 階数が1で、延べ床面積が130㎡以下の場合 1 階部分の外壁周長の10%以上 ロ 階数が2以上、又は延べ面積が130㎡を超える場合 1 階部分の外壁周長の15%以上	・原則、建物の南側の面で確保すること ・外壁周長は、外壁の柱芯又は壁芯での寸法とする ・開口部の幅は有効寸法とする ・すだれ等が設置しやすい配慮がされていること		☐
		5	窓の配置が対角・高低等、通風に配慮した位置であること	・高低については、地窓や高窓等により確保されていること ・異なる外壁面に高低差のある開口部を1組以上設置 ・各居室は自然通風の流れを考慮して開口部が配置されていること		☐
	外部	6	外部空間(敷地の周囲に公園、緑地又は広場等がある場合は、それらを活用することを含む)について、通風や日差しに配慮した庭や樹木の配置等が行われていること	・通風を確保しようとする居室と外部空間(庭等)の連続性が確保されていること ・日差しに配慮した樹木(落葉樹や常緑樹)の配置、塀の設置等		☐

基準策定期

基準見直し期

宮崎型気候風土適応住宅の基準（R7.8改定）

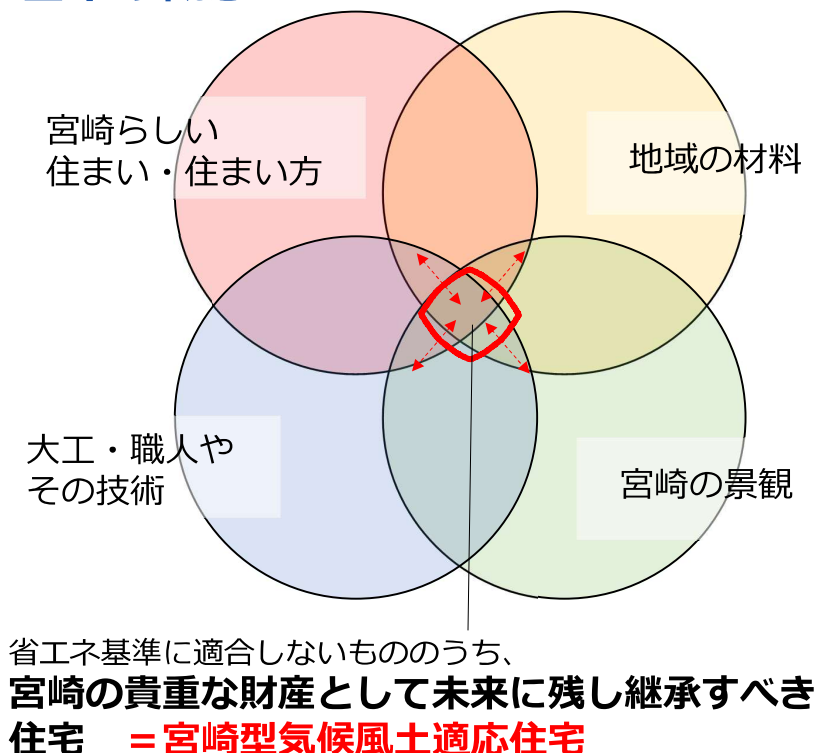
観点	区分	番号	宮崎型気候風土適応住宅の基準（告示786号第2項）	基準の解説／留意事項	提出（提示）書類等	チェック
2)構工法	構造部分	7	長さ2間(3,640mm)以上の太鼓梁を2本以上用いていること	・太鼓梁が現しかどうかは問わない	・（目視確認できない場合）写真	□
		8	野地板は杉板等の県産材とし、軒裏が野地板現し又は自然素材による仕上げであること		・（目視確認できない場合）写真	□
		9	適所に手刻み加工による伝統的な継手仕口を用いていること	・一部分でも可 ・太鼓梁の両端（一本につき2箇所以上）は必須とする	・写真	□
	非構造部分（外部）	10	屋根が瓦屋根又は茅葺屋根等の自然素材であること（軒先周りや下屋等については、軽量化のために金属屋根等とすることも可とする）			□
		11	外壁が無垢板張り又は漆喰塗、シラス塗等であること	・塗壁は左官仕上げのものに限る ・下地の仕様は問わない		□
	非構造部分（内部）	12	居室の壁を真壁とし、仕上げが無垢板壁、漆喰塗、シラス塗等又は和紙等の自然素材によるものであること			□
		13	居室の天井が野地板現し、板張り、竿縁天井、網代天井又は漆喰塗等の自然素材によるものであること			□
		14	床が畳又は無垢板張り（いずれも国産材に限る）であること	・非居室または水回り部分はこれによらないことも可とする		□

宮崎型気候風土適応住宅の基準（R7.8改定）

観点	区分	番号	宮崎型気候風土適応住宅の基準（告示786号第2項）	基準の解説／留意事項	提出（提示）書類等	チェック
3)材料・生産体制	地域材料の使用	15	県産木材(自然乾燥材推奨。一部に県外の国産材(古材を含む)を使用する場合も可とする)を使用した木造住宅であること		・木材供給業者等の証明（参考様式）	□
	地域に根ざした生産・維持管理体制	16	地域の木工・職人が登用されていること	・技術力等確保のため、地域以外の木工・職人が含まれている場合も可とする	・登用されていることの証明（参考様式）	□
4)景観形成	景観の維持・形成	17	宮崎やその地域に相応しい街並みや景観、風景となるよう配慮していること	・屋根勾配(4寸勾配等)や外部仕上げでの材料や色彩への配慮等 ・格子・庇、木塙、生垣、竹垣の設置等		□
	緑・生態系の維持	18	宮崎やその地域の植生を活用した緑化に配慮していること	・数量は問わない		□
5)住まい方	設備に頼らない暮らし 気象要素を制御・活用する暮らし	19	すだれ、よしずの利用や窓の開け閉め等の活用(雨戸、網戸、障子等の利用や濡れ縁、縁側の活用)により、気候風土を活用した住まい方ができること	・すだれ、よしずの利用や、開口部は雨戸、網戸、障子等の建具を重ね使用することによって、外部環境の取り入れや対応ができること		□
備考			本基準のうち、第6号、第17号、第18号については配慮事項であり、その内容を記載すること			

※特段の定めがない用語の定義や運用は、「気候風土適応住宅の解説」による。

基準の概念



苦労した点

- ・ 目指すレベルの設定
 - ➡基準の目的に沿っているか、一方で抜け道にならないか
 - ➡地場の設計事務所や工務店が使える基準となっているか
 - ➡宮崎の景観の継承も目的のひとつとなっているため、一定の実績が見込まれる程度か
- ・ 定性的に評価できない良さ（快適さ等）を残したい

良かった点

- ・ 官民協同で検討できる土台があり、早い段階で着手できたこと
- ・ 有識者の助言により考え方・方向性を整理できた

課題と令和7年度取組計画

課題

- ・ 各基準の記載内容だけでは、設計や審査において具体的に判断できないようなものがある
- ・ 検査段階で気候風土の基準が確実に履行されるような検討・工夫が必要

令和7年度取組計画（宮崎県建築連絡協議会）

①宮崎型気候風土適応住宅基準運用ガイドライン（解説書）の作成

- ・ 令和7年度中の完成を目標
- ・ 先進県の事例を参考に作成

②宮崎型気候風土適応住宅の基準に係る運用上の取扱いの検討

- ・ 適宜、協議会において検討する
- ・ 必要に応じ、基準の見直しも検討する